

水害・土砂災害に関する防災用語改善検討会

開催趣旨

水害や土砂災害による人命等の被害の軽減には、河川管理者等から市町村や報道機関等を通じて提供される防災情報や緊急速報メールなど直接住民に伝えられる防災情報により、的確な判断や行動がとられることが重要である。

しかしながら、河川管理者等から提供されている情報の中の用語には、施設整備・管理のための用語であったり、法令上の整理から成立した用語である場合が多く、受け手側の的確な判断や行動につながるわかりやすい用語となっていないものがある。

水管理・国土保全局では、平成 18 年度に取りまとめられた『洪水等に関する防災情報体系のあり方について（提言）』（H18.6）を踏まえ、これまで防災情報の改善に努めてきたところであるが、近年の災害状況や、防災情報、社会、情報通信環境の変化等を踏まえ、改めて水害・土砂災害に関する防災用語について吟味し、住民の的確な行動や判断につながる、送り手側ではなく受け手側の立場に立った用語へ改善する必要がある。

このため、現在の視点で改めて水害・土砂災害に関する防災用語の改善を図るため、「水害・土砂災害に関する防災用語改善検討会」を設置するものである。

水害・土砂災害に関する防災用語改善検討会

規約

(名称)

第1条 本検討会は、「水害・土砂災害に関する防災用語改善検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本検討会は、水害・土砂災害時における防災情報に関する用語について吟味し、住民の的確な行動や判断につながる、送り手側ではなく受け手側の立場に立った用語へ改善するために必要な検討を行うことを目的とする。

(委員の任命)

第3条 委員は、有識者等から、水管理・国土保全局長が任命する。

2 検討会は、別表に掲げる有識者等で構成する。

(検討会)

第4条 検討会には座長を置き、検討会に属する委員のうちから、水管理・国土保全局長が指名する。

2 座長は、議長として検討会の議事を整理する。

3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。

4 検討会は、原則として公開で開催する。

5 検討会の配付資料は、国土交通省ウェブサイトに掲載することを原則とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

6 検討会の議事要旨は、検討会後速やかに作成し、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省ウェブサイトに掲載するものとする。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、大臣官房広報課、水管理・国土保全局、気象庁とし、水管理・国土保全局河川計画課河川情報企画室において総括する。

2 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第6条 この規約に定めるものの他、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この規約は、令和2年5月28日から施行する。

水害・土砂災害に関する防災用語改善検討会

委員名簿

- 伊藤 みゆき NPO 法人 気象キャスターネットワーク
- 牛山 素行 静岡大学 防災総合センター 教授
- 苅田 伸宏 ヤフー株式会社 メディア統括本部 編集本部 本部長
- 里 匠 日本放送協会 アナウンス室 副部長
- 関谷 直也 東京大学大学院 情報学環 防災情報研究センター(CIDIR) 准教授
- ◎ 田中 淳 東京大学大学院 情報学環 特任教授
- 田中 里沙 事業構想大学院大学 学長、株式会社宣伝会議 取締役
- 谷原 和憲 日本テレビ放送網株式会社 報道局 ニュースセンター専任部長
- 松本 浩司 日本放送協会 解説主幹
- 矢守 克也 京都大学 防災研究所 教授

◎：座長
(五十音順、敬称略)